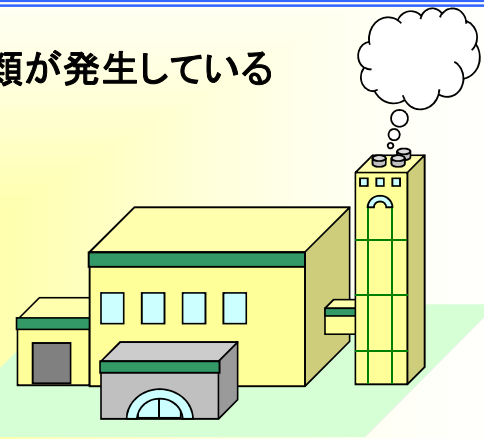


西多摩衛生組合の煙突から排出されるダイオキシン類の量について (H27年度)

Q. 西多摩衛生組合の煙突からは、どれ位のダイオキシン類が発生しているのですか？

A. 西多摩衛生組合は、PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)の条件に合致する事業者です。このため、取り扱っている対象化学物質(ダイオキシン類およびキシレン)の環境中への排出量や廃棄物としての移動量についての届出が義務付けられます。



西多摩衛生組合のH27年度におけるダイオキシン類の排出量(大気)に関する届出については、各炉とも年間のダイオキシン類測定結果の平均値(ng-TEQ/m³N)、炉毎の時間当りの排ガス量の平均値(km³N/h)、炉毎の運転時間(h)を基として算出され、下表のように**2.6mg-TEQ**のダイオキシン類が排ガスと共に大気へと排出されたと推定されます。

表

H27年度ダイオキシン類結果 単位ng-TEQ/m ³ N		
1号	2号	3号
0.011	0.000084	0.021
0.0023	0.00020	0.012
0.00013		0.0091

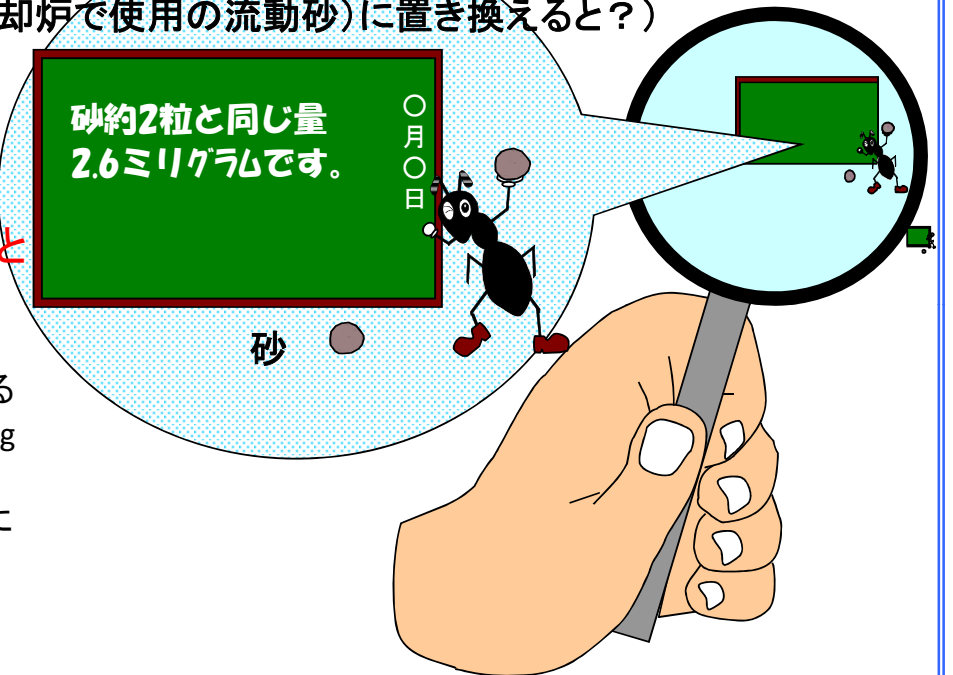
平均排ガス中実測濃度	平均排ガス量	年間作業時間	=		mg-TEQ
1号	2号	3号	ng-TEQ/m ³ N	km ³ N/h	mg-TEQ
0.0045	42.2	3,312		0.629	
0.00014	46.6	3,432		0.022	
0.014	42.0	3,312		1.947	
計					2.6

合計	2.6	mg-TEQ
----	-----	--------

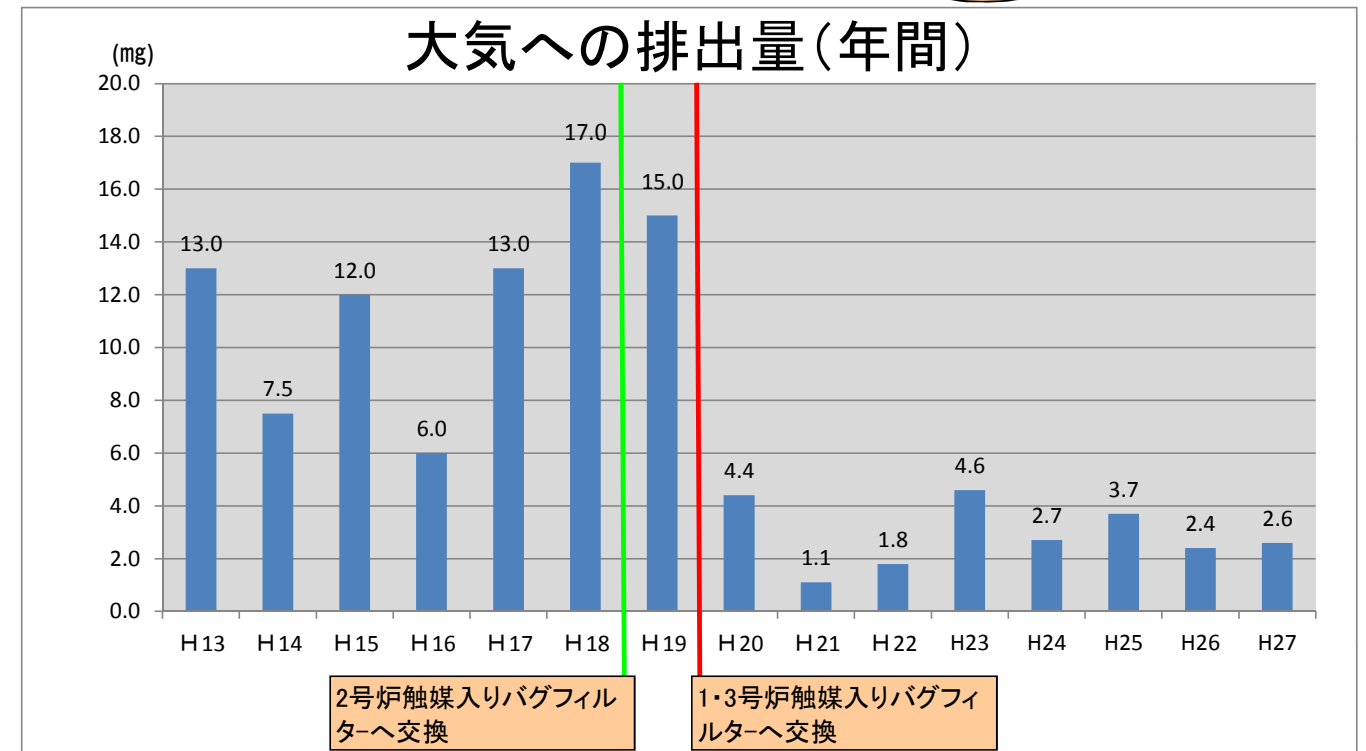
では、1日ではどれ位の排出量になるのかというと? (H27年度実績)
 $2.6\text{mg} \div 345\text{日} = 0.0075\text{mg}$ となります。(年間20日間は炉が休んでいます。)
 また、焼却炉は1炉運転の日と2炉運転の日があります。1日1焼却炉当りではどれ位の排出量になるのかというと
 $2.6\text{mg} \div 419\text{炉} = 0.0062\text{mg}$ となります。
 (H27年度実績 1号炉運転138日 2号炉運転143日 3号炉138日)

Q. 2.6mg(ミリグラム)の量を、わかりやすく説明すると? (ダイオキシン類の量を砂(焼却炉で使用する流動砂)に置き換えると?)

A. 砂(焼却炉で使用する流動砂)は、1粒が約1.5mg※なので、ダイオキシン類の排出量**2.6mgは、1年間で砂約2粒と同じ量**になります。



※(西多摩衛生組合で使用している砂は珪砂4号。比重1.47mg÷1.5mg(成分表より)。1粒の大きさは約1mm。1立方cm(1辺が1cm)の箱に約1,000粒入る。)



排出量の推移では、H19年度の途中で2号炉のバグフィルターを触媒入りバグフィルターに交換した結果、前年度のH18年度との比較で、2mgの減。H20年度の途中で1・3号炉も交換工事を行い、すべての号炉で触媒入りバグフィルターとなり、H19年度との比較で10.6mgの減。H27年度とH19年度の比較では12.4mgの減。H27年度と触媒入りバグフィルター採用前のH18年度を比較すると**約85%削減**されました。